

■利用施設

- (1)温泉旅館銀婚湯
- (2)パシフィック温泉ホテル清龍園
- (3)桜野温泉熊嶺荘
- (4)温泉ホテル八雲遊楽亭
- (5)八雲温泉おぼこ荘
- (6)見市温泉旅館
- (7)八雲町ひらたない温泉あわびの湯
- (8)昭和湯
- (9)和の湯



高齢者等入浴料助成券を交付します

町では、在宅の高齢者や心身に障がいを持つ方に対して、入浴を通じ健康増進および身体機能の維持向上を図ってもらうことを目的に入浴料助成券を交付します。

【対象者】
町内に居住している在宅の方で、次の①、②のいずれかに該当する方

- ① 満65歳以上の方
- ② 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している方

【助成金額】

1枚200円（各施設の入浴料金から200円を引いた金額をお支払いください）

【交付枚数】

年間24枚の範囲内で交付します

【交付窓口】

- ・保健福祉課
- （シルバープラザ内）
- ・住民生活課社会係
- ・熊石総合支所住民サービス課
- ・落部支所

【注意事項】

- ① 助成券は、施設1回の利用で1枚とします。
 - ② 交付を受けた本人以外は利用できません。
 - ③ 不正等があった場合は、助成額の返還を求めることがあります。
 - ④ 各施設の利用時間、定休日等については、各施設にお問い合わせください。
- 【問い合わせ先】
保健福祉課高齢者福祉係
（シルバープラザ内）
☎0137-64-2111
熊石総合支所住民サービス課

福祉タクシー助成券の受付が始まります

心身に障がいを持つ方や高齢者の方が、快適な在宅生活を営まれることを目的とし、社会参加や日常生活の中でタクシーを交通手段として利用する場合、その料金の一部を助成します。対象と思われる方は申請手続きをしてください。

※この助成事業は「特定滞納者に対するサービス制限」の対象事業のため、世帯の中に制限を受けている方がいる場合は、助成を受けられないことがありますので留意ください。

【対象者】

- 八雲町に居住している在宅の方で、町民税非課税世帯（4月～6月までに申請した場合）は26年度、7月～翌年3月までに申請した場合は27年度の課税状況に属し、次のいずれかに該当する方。
- ① 身体障害者手帳を所持している下肢・体幹・視覚・内臓障がいのある1～3級の方
 - ② 療育手帳を所持しているA判定の方
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳を所持している1・2級の方
 - ④ 満80歳以上の方

※なお、入院・入所中の方は、退院・退所後に手続きしてください。

【助成金額】

年額7,200円以内
※申請月により交付枚数が次のようになります。

- ・4～6月申請 7,200円分(72枚)
- ・7～9月申請 7,750円分(77枚)
- ・10～12月申請 10,400円分(104枚)
- ・1～3月申請 11,800円分(118枚)

【使用制限】

八雲町内での利用に限ります。

【申請方法】

各手帳、申請者の印鑑（代理申請の場合は、代理で窓口に来られる方の印鑑も必要）を持参し、保健福祉課、住民生活課社会係、熊石総合支所住民サービス課、落部支所、相沼泊川出張所のいずれかへ申請してください。

【問い合わせ先】

- ・保健福祉課高齢者福祉係
- （シルバープラザ内）
☎0137-64-2111
- ・熊石総合支所住民サービス課

△広告

タイヤ・ホイール・バッテリー・自動車用品
有限会社 中村タイヤ

【営業時間】 8:30～18:00
【定休日】 日曜・祝祭日
八雲町末広町63

出張パンク修理OK
TEL.0137-62-2508



△広告

ご法要予約承ります。

当店自慢のお料理でお手伝えさせていただきます。
ご予算等ご相談ください。

八雲町内無料送迎バス(9人乗)運行いたします。

館・贈まるみ 電話 (0137) 62-2734

